

国立大学法人和歌山大学職員等の自家用車の用務使用取扱要項

制 定 平成21年 3月31日

法人和歌山大学規程第 927 号

最終改正 令和 4年 3月30日

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の職員等が用務のため自家用車を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 国立大学法人和歌山大学旅費規程（以下「旅費規程」という。）第1条に規定する役員、職員をいう。
- (2) 自家用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車（普通自動車、小型自動車及び軽自動車）であつて、当該自動車検査証の所有者又は使用者が、職員等又は職員等と生計を一にする家族であり、当該職員等が日常使用しているものをいう。
- (3) 公用自動車 本学が所有し、事務的な用務に供するために配備されている自動車をいう。
- (4) 所属長 旅費規程第4条第3項に規定する旅行命令（承認）を受ける者の区分に応じた旅行命令（承認）者をいう。

(自家用車登録の手続)

第3 自家用車を用務のために使用しようとする職員等は、あらかじめ自家用車登録届出書・登録簿（様式1）（以下「届出書」という。）を所属長に提出し、登録の手続きをしなければならない。また、届出事項に変更があつたときも同様とする。ただし、自動車の検査、保険の継続、免許の更新等を行い、かつ、登録を継続する場合は、当該書類の写しの提出を以て届出に代えることができる。なお、登録要件を満たさなくなった場合は、直ちに所属長に申し出なければならない。この場合、所属長は内容を確認の上、登録を抹消する。

2 前項の届出は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えている場合に限る。

- (1) 職員等が運転免許を取得して1年を経過していること。
- (2) 当該自家用車の運行によって他人の生命又は身体を害した場合の損害賠償については、自動車の所有者又は使用者が被保険者として、対人賠償保険無制限の任意保険契約を締結していること。
- (3) 当該自家用車の運行によって他人の財産に損害を与えた場合の損害賠償については、自動車の所有者又は使用者が被保険者として、対物賠償保険 1,000 万円以上の任意保険契約を締結していること。
- (4) 他の職員等が、登録していない自家用車であること。

3 届出書には、次に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

- (1) 自動車検査証
- (2) 自動車損害賠償責任保険証
- (3) 任意自動車保険証

職員等の自家用車の用務使用取扱要項

(4) 運転免許証

(使用の基準)

第4 第3に規定する手続により登録した職員等は、公用自動車不能使用の場合であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、自家用車を業務のために使用することができる。

- (1) 山間僻地等で業務を遂行できる公共交通機関がない場合
- (2) 2箇所以上の市町村に業務がある場合
- (3) 研究資料等を搬送する必要がある場合
- (4) 勤務地内における移動の場合
- (5) その他、公共交通機関を利用では業務の遂行に支障を来たす場合

2 職員等が、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他関係法令（以下「交通法規」という）に違反し、免許取消又は免許停止処分を受けてから1年を経過しない場合は、自家用車の使用を禁止する。

3 職員等の心身健康状態が自動車の正常な運転に支障があると認められる場合、その他所属長が適当でないと認める場合は、自家用車の使用を禁止する。なお、居所から出発する場合における当日の心身健康状態等の確認については、自己責任によるものとする。

4 自家用車を使用する場合の業務先は、和歌山県内、大阪府内又は奈良県内に限ることとする。

5 1日あたりの走行予定距離が200キロメートルを超える場合は、自家用車を使用することができない。ただし、所属長が特に認める場合は、この限りではない。

(使用の手続)

第4の2 自家用車の業務使用にあたっては、その都度、自家用車使用届（様式2）（以下「使用届」という。）を所属長に提出しなければならない。ただし、所属長の命令により、やむを得ず緊急に自家用車を業務のために使用しなければならない場合（旅費規程の規定により命令又は承認された旅行（以下「出張等」という。）を除く。）は、使用後速やかに使用届を提出することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、出張等において自家用車を使用する場合にあつては、使用届に記入すべき事項を旅行命令伺又は研修旅行願に記入することにより、使用届の提出を省略することができる。

(職員等の同乗)

第5 職員等は、所属長の命令に基づき、同一業務であつて、かつ、同一目的地に旅行する場合に限り、自己責任のもと、職員等又は職員等以外の者を当該自家用車に同乗させることができるものとする。

(職員等の責務等)

第6 職員等は、自家用車を業務のために使用する場合には、次に掲げる事項を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

- (1) 交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- (2) 健康管理に留意し、心身の状態がすぐれないときは運転を避けること。
- (3) 整備不良による事故等を防止するため、自家用車の整備点検を行うこと。

(事故発生時の措置)

第7 職員等が、自家用車を業務のために使用し、事故を起こした場合は、負傷者の救護、

道路における危険防止及び警察等への通報その他必要な措置を講じるとともに、直ちに所属長に報告し、帰着後、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

(損害賠償責任等)

第8 職員等が、自家用車を用務のために使用し、事故を起こした場合の損害賠償等については、当該職員等が自己責任のもとにその責めを負わなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、別途本学と協議することができる。

2 所属長の許可を得ず自家用車を用務に使用し事故を起こした場合は、本学はその責任を一切負わないものとする。

3 所属長の許可を得て自家用車を用務に使用し事故を起こした場合であっても、経路、時間帯が申請した内容と異なっており、その変更理由が妥当と認められないときは、前項に準じるものとする。

4 職員等の自家用車が破損した場合に生ずる費用については、本学は一切補償しないものとする。

5 職員等が自家用車を用務に使用し、法令違反により課せられる罰金、科料及び反則金等は、すべて当該職員等の負担とし、本学は一切その責任を負わない。

(旅費の取扱い)

第9 出張等において、自家用車を用務で使用した場合は、車賃として別表に定める地域(異なる区分の地域に旅行する場合については、車賃の高い地域)に応じ、同表に定める額を支給するものとする。ただし、同乗者については、車賃を支給しないものとする。

2 前項に定めるもののほか、高速道路等を利用した場合は、その利用につき実費を支給するものとする。ただし、その利用区間が1回の利用につき1区間のみの場合は、支給しない。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、用務による自家用車の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成21年9月24日一部改正：法人和歌山大学規程第958号)

この改正要項は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1041号)

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1921号)

この改正要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2451号)

この改正要項は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9関係）

| 出発地 | 府県名 | 地域 | 車賃 |
|----------------|----------------------------|---|--------|
| 大学・ 附属学校 | 和歌山県 | 有田市、岩出市、海南市、紀の川市、有田郡、海草郡 | 1,000円 |
| | 大阪府 | 和泉市、泉大津市、泉佐野市、貝塚市、岸和田市、泉南市、高石市、阪南市、泉北郡、泉南郡 | |
| | 和歌山県 | 御坊市、橋本市、田辺市、伊都郡、西牟婁郡、日高郡 | 2,000円 |
| | 大阪府 | 池田市、茨木市、大阪市、大阪狭山市、柏原市、交野市、門真市、河内長野市、堺市、四条畷市、吹田市、摂津市、高槻市、大東市、豊中市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、東大阪市、枚方市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市、豊能郡、三島郡、南河内郡 | |
| | 奈良県 | 吉野郡上北山村、吉野郡下北山村、吉野郡十津川村を除く市町村 | |
| | 和歌山県 | 新宮市、東牟婁郡 | |
| | 奈良県 | 吉野郡上北山村、吉野郡下北山村、吉野郡十津川村 | |
| 和歌山県 | 田辺市（旧田辺市を除く。）、御坊市、西牟婁郡、日高郡 | 1,000円 | |
| 南紀・ 熊野サテライト | 和歌山県 | 有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市、橋本市、和歌山市、有田郡、伊都郡、海草郡、東牟婁郡 | 2,000円 |
| | 大阪府 | 全ての市町村 | |
| | 奈良県 | 宇陀郡、吉野郡上北山村、吉野郡川上村、吉野郡黒滝村、吉野郡下北山村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡東吉野村を除く市町村 | 3,000円 |
| | 奈良県 | 宇陀郡、吉野郡上北山村、吉野郡川上村、吉野郡黒滝村、吉野郡下北山村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡東吉野村 | |
| | 和歌山県 | 有田市、岩出市、海南市、紀の川市、和歌山市、有田郡、海草郡 | |
| 岸和田サテライト | 大阪府 | 岸和田市、豊能郡、三島郡を除く市町村 | 1,000円 |
| | 奈良県 | 宇陀市、五條市、宇陀郡、山辺郡、吉野郡を除く市町村 | |
| | 和歌山県 | 御坊市、田辺市、橋本市、伊都郡、西牟婁郡、日高郡 | |
| | 大阪府 | 豊能郡、三島郡 | 2,000円 |
| | 奈良県 | 宇陀市、五條市、宇陀郡、山辺郡、吉野郡（十津川村を除く。） | |
| | 和歌山県 | 新宮市、東牟婁郡 | |
| | 奈良県 | 吉野郡十津川村 | |
| 居所 | 和歌山県 | 全ての市町村（出発地と同一市町村を除く。） | 1,000円 |
| | 大阪府 | | |
| | 奈良県 | | |

自家用車登録届出書・登録簿

年 月 日

殿

所 属

職 名

氏 名

国立大学法人和歌山大学職員等の自家用車の用務使用取扱要項（以下「取扱要項」という。）第3第2項の要件を満たしているので、取扱要項第3第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、自家用車の用務使用に当たっては、取扱要項を遵守するとともに、次の事項を承諾します。

- 1 交通事故が発生した場合は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）及び任意の自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「任意保険等」という。）の保険金を損害賠償のために充てること。
- 2 事故による自家用車の修理に要する費用については、和歌山大学は一切その責を負わないこと。

| | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 免許等 | 免許の種類 | | |
| | 免許証交付年月日 | 年 月 日 | 1年以上の運転経験 有 ・ 無 |
| | 有効期間 | 年 月 日 まで | |
| 車 輛 | 車 名 | | |
| | 登 録 番 号 | | |
| | 検 査 証 の 有 効 期 限 | 年 月 日 まで | |
| | 検 査 証 記 載 の 所 有 者 又 は 使 用 者 氏 名 | (続柄・) | |
| 自 賠 責 保 險 等 | 契 約 者 名 | | |
| | 会 社 名 | | |
| | 保 險 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | |
| 任 意 保 險 等 | 契 約 者 名 | | |
| | 会 社 名 | | |
| | 保 險 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | |
| | 対 人 賠 償 保 險 金 額 | <input type="checkbox"/> 無 制 限 | |
| | 対 物 賠 償 保 險 金 額 | 円 (1,000万円以上) | |
| 備 考 | | | |
| <input type="checkbox"/> 登録抹消 (年 月 日) | | | |

※ 添付書類 (写)

 自動車検査証 自動車損害賠償責任保険証 任意自動車保険証 運転免許証

自家用車使用届

| 年 月 日 | | | | | |
|---|--|---------------|---------|-------------|------------|
| 殿 所 属 職 名 氏 名 | | | | | |
| 下記のとおり、自家用車を用務に使用したいので届けます。 なお、現在、免許取消又は免許停止処分を受けてから1年を経過していない状況にはありません。また、使用時までになそのような状況になった場合は直ちに申し出、使用を中止いたします。 | | | | | |
| 使用日 | 出発地 (市町村名) | 到着地 (市町村名) | 用 務 内 容 | 走行予定 距 離 | 所属長 の 印 |
| 月 日 | () | () | | km | |
| 月 日 | () | () | | km | |
| | | | | | |
| 同 乗 者 | 所 属 | | 職 名 | 氏 名 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 自 家 用 車 使 用 の 事 由 | 該当する□に✓印を付してください。 <input type="checkbox"/> 山間僻地等で用務を遂行できる公共交通機関がない <input type="checkbox"/> 2箇所以上の市町村に用務がある <input type="checkbox"/> 研究資材等を搬送する <input type="checkbox"/> 勤務地内における移動 <input type="checkbox"/> その他、公共交通機関を利用では業務の遂行に支障を来たす (具体的理由：) | | | | |
| 備 考 | | | | | |

- (注) 1 「所属長の押印」欄は、走行予定距離が200 kmを超える場合のみ、押印願います。
 2 「出発地」欄は、「大学」・「附属」・「生涯セ」・「紀南サ」・「岸和田サ」・「居所」等の出発場所とその市町村名を記載し、「到着地」欄は、最も遠くの用務先とその市町村名を記載願います。また、用務先が複数ある場合のその他の用務先は、「用務内容」欄に記載願います。
 3 「その他、公共交通機関を利用では業務の遂行に支障を来たす場合」で、自家用車を使用するときは、必ず具体的理由を記載願います。